

熊本県公告第159号

玉名市玉名市土地改良区理事長高崎哲哉から平成15年10月9日付けで申請のあった共和地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年2月17日付けで認可した。

平成16年2月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第160号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を行ったので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年2月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成16年2月18日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社岩下工務店
球磨郡相良村大字川辺683-52
代表取締役 岩下 孝信
熊本県知事許可（般-12）第13682号
（般-14）第13682号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定に基づく建築一式工事許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
有限会社岩下工務店は、平成14年4月1日付けで、業種追加（建築一式工事）の許可を取得した際、専任技術者である多日良千久也の実務経歴証明書に、実際は、有限会社山一工務店に勤務していなかったにもかかわらず、有限会社山一工務店に勤務し、実務経験を積んだという虚偽の内容を記載した。
このことが、建設業法第29条第1項第5号に該当すると認められる。

熊本県公告第161号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年2月25日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
住民基本台帳ネットワークシステム関連機器 一式
 - (2) 借入物品の規格、品質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成16年4月1日から平成20年3月31日まで
 - (4) 納入期限
平成16年3月31日（水）
 - (5) 納入場所
入札説明書による。
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては48月賃借料率で計算すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
- 3 入札に参加できる者
2に掲げる入札参加資格を有する者で、納入物品の仕様を示す書類を平成16年3月8日（月）午後5時15分までに4に記載する場所へ提出し、審査を受け、承認を受けたものであること。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県総務部市町村総室行政班（県庁行政棟本館3階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-383-1111 内線 3387

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 16 年 2 月 25 日 (水) から平成 16 年 3 月 5 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 交付場所

4 に記載のとおり

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成 16 年 3 月 1 日 (月) 午後 2 時から

イ 場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 県庁行政棟本館 8 階 801 会議室

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 16 年 3 月 12 日 (金) 午後 2 時から

イ 場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 県庁行政棟新館 8 階 801 会議室

(5) 入札書の提出方法

5 の (4) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 16 年 3 月 11 日 (木) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

6 その他

(1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数 (48 月) を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。) 又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(5) 最低制限価格

設定しない。

(6) 契約書作成の要否

要

なお、契約の締結期限は、落札決定の日から 7 日以内とする。

(7) 契約保証金

契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額 (1 月当たりの賃借料) に借入月数 (48 月) を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければ